

# 令和8年度新潟県立三条高等学校海外研修旅行事業委託プロポーザル募集要領

## 1 事業概要

### (1) 業務名

令和8年度新潟県立三条高等学校WWL海外研修旅行事業委託

### (2) 事業の目的

この研修は、本校WWL事業が目指すグローバル人材育成の一環として、知的好奇心や探究心を高め、諸課題の解決に向けた実践力を養うとともに、海外の高校生との交流や現地での異文化体験を通じて、自国とは異なる文化や社会などを理解する力と、英語を用いてコミュニケーションする力とグローバルな視野で物事を捉える力を醸成することを目的とする。

### (3) 旅行期日

令和9年3月下旬 3月20日（土）以降の6日間

### (4) 旅行先

東南アジア

### (5) 参加人数（予定）

本校1，2年生の希望者30名程度（引率教員含む）

### (6) プロポーザル内容

本校で示す事業概要の条件を満たす内容として、以下のことを提案すること。

1) 提案額（税込み）（キャンセル規定のわかるものを添付すること）

2) 海外研修旅行の全行程における行程表、宿泊施設

※旅行期間は6日とし、宿泊施設は研修時間を有効に確保できる施設が好ましい。

※研修内容として以下の2点を必ず設定することとする。

- ・海外研修旅行の目的を達成できる英語運用能力を習得させる語学研修
- ・現地生徒や現地で活動している人たちとの交流プログラム

3) 実施体制（人的体制・危機管理体制）

ア 提供事業者における当該海外研修旅行の担当者の業務経験年数・実績

イ 現地及び日本国内におけるサポート及び危機管理対応方針とその体制  
（不測の事態が発生した場合の対応）

ウ 海外旅行傷害保険の内容

4) 訪問先及び研修施設等と交渉日程案

5) 当該海外研修旅行の趣旨に鑑み、その目的を達成するための、より高い研修効果が期待できる実現可能な研修企画提案の一例

6) 各種感染症等の対策の提案

### (7) 見積限度額

一人当たり35万円程度（消費税及び地方消費税を含む、ただし燃料サーチャージを除く）

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 日本国内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年以内に、高等学校及び中等教育学校に係る海外研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

### 3 企画提案書作成要領

#### (1) 提出書類

ア 企画提案書 10 部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

（ア）基本的な考え方

①海外研修旅行に対する基本的な考え方や方針

（イ）実施体制

① 添乗員の実績及び体制

（ウ）行 程

① 交通手段

② 宿泊施設の概要、安全性

（エ）事前・事後研修、現地研修

① 研修の内容やねらい、効果

② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

（オ）安全管理

①研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応

イ 見積書 10部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること  
様式任意

#### (2) 提出期限

ア 期 限：令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方 法：持参または郵送

## 4 審査要領

### (1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

### (2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
基本構想	① 三条高等学校のWWL海外研修旅行としてふさわしいか。	10
	② 学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	
行程	① 生徒の負担のない交通手段が確保され、移動時間は効率的か。	15
	② 滞在施設は適切か。	
	③ 研修行程を達成するための適切な価格であるか。	
現地研修	① 研修内容は具体的か。	20
	② 研修の狙いが明確で、目的を達成できるものとなっているか。	
	③ 各種研修を通じて、自社の強みを生かした工夫や独創性がみられるか。	
	④ 事前・事後の研修を十分に行うことができる工夫がなされているか。	
安全体制	① 計画全体において生徒に負担がなく、安全が配慮されているか。	20
	② 緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。	
	③ 保険の内容が十分な内容となっているか。	
	④ 業者及び担当者の信頼度は高いか。	
計		65

## 5 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに通知する。

## 6 ヒアリングの日程と審査結果通知

ヒアリング実施 令和8年5月18日(月)  
(提案者には具体的な時間を通知する)

審査結果通知 令和8年5月21日(木) (予定)

## 7 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う

## 8 問合せ先

〒955-0803

三条市月岡1丁目2番1号

新潟県立三条高等学校 担当：WWL事業部長 押木和子

電話番号：0256-35-5500(代)

FAX : 0256-35-5735

E-Mail : [oshiki.kazuko@gs.nein.ed.jp](mailto:oshiki.kazuko@gs.nein.ed.jp)